

亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例新旧対照表（附則第4項関係）
 （亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	旅費条例別表の市	(略)	(略)	旅費条例別表の市
農業委員会委員	月額 15,200円	長、副市長、教育	農業委員会委員	月額 15,200円	長、副市長、教育
農地利用最適化推進委員	月額 10,600円	長及び病院事業管			長及び病院事業管
(略)	(略)	理者の項に規定す	(略)	(略)	理者の項に規定す
(略)	(略)	る旅費に相当する	(略)	(略)	る旅費に相当する
(略)	(略)	額	(略)	(略)	額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）
 （亀山市職員定数条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第26条第2項</u>並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、本市に常時勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第20条第2項</u>並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、本市に常時勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）
 （亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>その他法律及び条例の規定に基づき、議会、選挙管理委員会、農業委員会、公聴会等に出頭し、又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>その他法律及び条例の規定に基づき、議会、選挙管理委員会、農業委員会、公聴会等に出頭し、又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>